

所 属 長

会 津 若 松 市 長

平成22年度予算編成方針について（通知）

国においては、新政権が発足し、これまで国の予算編成に先駆けて「経済財政と構造改革に関する基本方針（以下「基本方針」）」を策定してきた経済財政諮問会議を廃止するとともに、平成22年度予算の概算要求基準についても白紙に戻し、予算編成の主導権も財務省から「国家戦略局」へ移すなど、従来の予算編成手法を大きく転換する方針を示した。

したがって、前政権で示された「基本方針2009」及び「平成22年度地方財政収支の8月仮試算（概算要求時）」で示された地方税財源の見通しは白紙に戻され、来年度の見通しは全く不透明な状況となっている。さらに、個別事業の存廃や自動車関係諸税の暫定税率廃止、個別補助金の廃止と一括交付金の創設など、これまでの政策を大きく見直す方針が示されていることから、地方税財源の見通しをはじめとし、地方公共団体に影響がある政策の動向には、さらに注視していく必要がある。

本市においては、行財政再建プログラムに基づく取り組みにより、財政再建団体への転落を当面回避したところであるが、実質公債費比率が基準値を超えていることから、今後も「公債費負担適正化計画」に基づく市債発行額の管理が必要であり、また、財政調整基金も適正とされる規模の3割程度の残高となっているなど、非常に厳しい財政状況が続いており、財政状況は依然として厳しく、更なる財政健全化の取り組みが必要である。

また、本市を取り巻く現状は、経済情勢の悪化による企業業績の低迷、設備投資の減少、雇用情勢の悪化、人口減少社会の到来による納税者数の減少、少子高齢化と団塊の世代の大量退職による納税者の構成の変化などにより、市民税や固定資産税を始めとした市税全体が大きく縮小し、これを補う地方交付税などの一般財源については大きな伸びを見込むことができない状況である。このように歳入全体が大幅に縮小していく中で、高齢化の進行により扶助費の増加は避けられず、ここ数年は、過去の公共投資に起因する公債費と、団塊の世代の大量退職による退職手当のピーク期が重なる状況にある。

このような状況において、長期総合計画に基づくまちづくりを進めていくためには、自主財源を最大限に確保することはもとより、国県支出金などあらゆる歳入確保の可能性を探るとともに、行政評価を踏まえた「選択と集中」を徹底していくことが不可欠であり、施策の重点化を図りながら、さらなる事務事業の整理・合理化や再構築を進める必要がある。

従って、平成22年度においても、年間総額予算主義に沿った総枠配分方式による予算編成を行うこととするが、以上のような財政環境を十分認識するとともに、下記の事項に留意して予算編成作業を行うよう通知する。

記

第1 基本的な方針

(1) 中期財政見通しを踏まえた予算編成

8月に公表した中期財政見通しを踏まえた予算編成とし、歳入に見合った歳出構造を堅持

していくものとする。

特に、中期財政見通しに掲げた重点的に取り組む事項については、着実に実施していくものとする。

(2) 長期総合計画を踏まえた予算編成と構造的な改革

長期総合計画の着実な実施に向け、新たな施策体系を踏まえつつ、真に必要なニーズに応えるための歳出全般にわたる徹底した全事務事業の見直しを行うなど、構造的な改革を進めるものとする。

とりわけ、次年度以降は市税をはじめとした歳入全体が大きく縮小し続けることが見込まれることから、これに見合った予算規模とするために、歳出を確実に抑制する行財政運営を行っていかねばならない。したがって、これまでの手法にとらわれることなく、創意と工夫を持って、限られた財源の中での市民満足度の最大化を目指すこと。

(3) 実質公債費比率の低減に向けた予算編成

本市財政の大きな課題のひとつである公債費に関し、その縮減を図るべく、市債残高のさらなる低減に向け新規市債発行額を元金償還額以下にすることとしているが、実質公債費比率が基準値を超えていることから、新年度における市債についても、「公債費負担適正化計画」に基づき、起債対象事業を厳しく選別のうえ、発行額を抑制するものである。

第2 平成22年度の一般財源の見通しと配分額

平成22年度の一般財源の見通し及び人件費、公債費等に充当する一般財源を除いて、各部に配分する一般財源は、別表のとおりである。

人件費、公債費などの枠外経費は大きく減少する見込だが、企業立地奨励金に係る特殊要素が大きく増加し、主要な一般財源である市税も大きく減少すると見込まれることから、必要な市民サービスの低下を招かないよう、昨年度に引続き一定額の財政調整基金等を活用することとしたものである。

したがって、今回配分する一般財源は、現時点において最大限に見込んだうえで配分するものであることから、配分枠を超える要求は認めない方針であり、緊急性や費用対効果を十分精査し、事務事業の再構築や優先順位づけを行いながら、枠内での要求となるよう調整を行うものとする。

なお、今後、国の地方財政計画等の公表や、景気後退の影響を受けている企業の動向が明らかになり、本市の一般財源に大きな影響が生じることが見込まれた場合には、配分額を再調整する必要があるため、留意されたい。

第3 歳入確保及び歳出抑制に関する方針

(1) 歳入

市税等の徴収率の向上を推進するほか、国県補助金などの支援策を積極的に開拓するとともに、未利用財産の積極的な売却や広告ビジネスによる財源の確保を図るなど、あらゆる方策を講じて歳入の増加に努めるものとする。

市債の発行については、実質公債費比率が基準値を超えていることから、「公債費負担適正化計画」に基づく抑制を継続するものとする。

また、根拠法令等を踏まえた適正な見積りはもとより、今後の国県の動向に十分注視し、

遺漏のない見積りを行うものとする。

(2) 歳出

内部管理経費については、これまでの取り組みに引き続き、効率的な組織運営のもとに徹底した抑制を図るものである。

扶助費及び補助費等については、行政が責任をもって行うべき基本的な事務事業を将来にわたって継続していくため、財源が縮小していく中にある場合は、単独事業等の見直しを積極的に行うなど、将来の財政負担軽減に向けた取組みを推進する。特に、扶助費については、健康増進施策や就労支援などの充実による抑制を図る。

特別会計については、受益者負担と独立採算制の原則に基づき、料金等の徴収体制や徴収方法を工夫しながら徴収率向上に最大限の努力を払うとともに、効率的な業務運営などにより歳出削減を行うなど、積極的に事業内容を見直し、経営の健全化による繰出金の抑制を図ること。

普通建設事業については、その主要財源たる市債の残高低減を図るため、引き続き抑制に努めるものとする。

その他の経費も含め、各部局の徹底したマネジメントのもと、最大限のコスト縮減に取り組むこととし、新規事業の立上げや事業の拡充にあたっては、必要性、緊急性を十分に見極め、部局内の事務事業の再編成を行う中から、その財源を調達するものとする。

第4 予算編成に関する基本事項等

以上のほか、別に定める予算編成に関する基本事項等を踏まえ、予算の見積りにあたるものであること。

別表

(単位：千円)

① 平成22年度の一般財源	30,364,567
② 人件費、公債費等一般財源	13,067,249
③ 配分総額 (①－②)	17,297,318
④ 各部局別一般財源配分額	
企画政策部	1,645,285
財務部	27,918
総務部	449,294
市民部	1,644,229
健康福祉部	6,738,486
観光商工部	1,347,600
農政部	274,259
建設部	3,163,743
会計課	4,069
監査事務局	894
議会事務局	32,100
選挙管理委員会	1,174
農業委員会	530
教育委員会	1,967,737